

京都市告示第 426 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 11 月 17 日から同月 25 日まで、いであ株式会社大阪支社を京都市公金収納受託者とし、近畿運輸局京都運輸支局（伏見区竹田向代町 37）に開設する観光バス臨時待機場に係る入場券の収納事務を委託します。

平成 30 年 11 月 16 日

京都市長 門川大作  
(都市計画局歩くまち京都推進室)